

群馬県市町村会館管理組合職員の育児休業等に関する規則

平成18年 3月31日

規 則 第 3 号

改正 平成20年 4月 2日規則第 5号
平成21年 3月26日規則第 2号
平成22年 6月30日規則第 4号
平成23年 3月29日規則第 3号
平成27年 5月26日規則第 3号
平成29年 1月 6日規則第15号
平成29年10月 1日規則第 2号
令和 2年 2月 3日規則第 1号
令和 4年 8月29日規則第 2号
令和 7年 9月17日規則第 9号

(趣旨)

第1条 この規則は、群馬県市町村会館管理組合職員の育児休業等に関する条例（平成5年群馬県市町村会館管理組合条例第2号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業をすることができる非常勤職員)

第2条 条例第2条第3号ア（2）の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。

(条例第2条の3第3号及び第2条の4の規則で定める特別の事情)

第2条の2 条例第2条の3第3号及び第2条の4の規則で定める特別の事情は、条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情とする。

(育児休業をすることが特に必要と認められる場合)

第3条 条例第2条の3第3号ウの規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 当該子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- (2) 常態として当該子を養育している当該子の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監

護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者若しくは同条第2項に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。以下この項において同じ。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 当該子と同居しないこととなった場合

エ 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

（3）前条に規定する事情に該当した場合

2 前項の規定は、条例第2条の4第3号の規則で定める場合について準用する。この場合において、同項中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

（勤務した期間に相当する期間）

第4条 条例第7条第1項の規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

（1）地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をしていた期間

（2）群馬県市町村会館管理組合職員の給与の支給に関する規則（平成16年群馬県市町村会館管理組合規則第1号）第47条第1項第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間

（3）休職にされていた期間（群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例（平成16年群馬県市町村会館管理組合条例第1号）第30条第1項の規定の適用を受ける休職者であった期間を除く。）

（職務復帰後の最初の昇給日）

第5条 条例第8条の規則で定める日は、群馬県市町村会館管理組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成16年群馬県市町村会館管理組合規則第2号）第23条に規定する昇給日とする。

（育児短時間勤務の形態）

第6条 条例第11条の規則で定める日数は12日とし、同条の規則で定める時間は16時間とする。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第7条 育児休業条例第13条の規則で定める育児短時間勤務承認請求書は、別記様式によるものとする。

(部分休業を請求することができる非常勤職員)

第8条 条例第20条第2号の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月2日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月26日規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日規則第4号）

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

附 則（平成23年3月29日規則第3号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月26日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の群馬県市町村会館管理組合職員の育児休業等に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成29年1月6日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の群馬県市町村会館管理組合職員の育児休業等に関する規則の規定は、平成29年1月1日から適用する。

附 則（平成29年10月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年2月3日規則第1号抄）

(施行期日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年8月29日規則第2号）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定及び第8条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年9月17日規則第9号）

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

様式（第7条関係）

育児短時間勤務承認請求書

群馬県市町村会館管理組合管理者様		請求者 所属	
下記のとおり		育児短時間勤務の承認を請求します。職	
育児短時間勤務の期間の延長		氏 名 ㊞	
1 請求に係る子	氏 名		
	続 柄		
	生 年 月 日	年 月 日生	
2 請求の内容	☐ 育児短時間勤務の承認 ☐ 育児短時間勤務の期間の延長		
	☐ 再度の育児短時間勤務の承認（再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入）		
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで		
4 勤務の形態	週 時間 分勤務 (育児休業法第10条第1項) ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 の勤務の形態) ☐ 第4号 ☐ 第5号		
	勤務の日 及び 時間帯	月 (: ~ :) 火 (: ~ :) 水 (: ~ :) 木 (: ~ :) 金 (: ~ :)	
5 既に育児 短時間勤務 をした期間	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
6 備考			

(注) ①この請求書（育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属署名署、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等）を添付すること（写しでも可）。

②子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。

③「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「6 備考」欄に必要な事項を記入すること。

④「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。

⑤該当する□には✓印を記入すること。

※ 管理者記入欄

受理年月日	年 月 日				☐ 承認 ☐ 不承認
決裁年月日	年 月 日				
決裁欄	管理者	事務局長	課長	係員	職 群馬県市町村会館管理組合 氏 名 管理者 ㊞